

NPO法人SSC光が丘

— 会員規約 —

第1条 (会員とその種別)

1. 会員とは、本クラブ所定の入会または更新手続きを終了し、会員登録された者をいう。
2. 会員の種別は、下記のとおりとする。
 - ①個人会員 (小人：中学生まで)
 - ②個人会員 (大人)
 - ③家族会員 (一世帯)
 - ④シルバー会員 (65歳以上)
 - ⑤団体会員 (スポーツや学習および文化・芸術に関わる活動を目的とした地域の任意団体)
 - ⑥法人会員 (地域の民間企業・商店などに勤務する従業員が集まる事業所)
 - ⑦イベント会員 (定期または大会・教室などイベントのみに参加する個人)
 - ⑧協力会員 (SSC光が丘の事業活動に協力できる個人または家族や団体)

第2条 (入会または更新)

1. 入会または更新については、特に条件を定めない。
但し、別途クラブの定める入会資格を満足することを前提とする。
2. 入会または更新しようとする者は、下記の手続きを行なうものとする。
 - ①入会・更新登録書に記入のうえ、所定の手続きを行なう。
 - ②入会金 (入会時のみ) ならびに年会費 (毎年) を支払う。
ただし、年度途中の入会時も、入会金および年会費 (当該年度分) を支払う。
 - ③本クラブ指定のスポーツ傷害保険に加入する。
 - ④定期活動など参加の場合、種目や内容により、別途個別に別紙規定の参加費(活動費)を支払う。

第3条 (会費)

1. 会員は、年会費を入会時または更新時の翌月末までに納めなければならない。
2. 年会費は、下記のとおりとする。

①個人会員 (小人)	2,500円
②個人会員 (大人)	2,500円
③家族会員	5,000円 (父母・子供/同居の祖父母はシルバー会員扱い)
④シルバー会員	2,000円
⑤団体会員	10,000円
⑥法人会員	20,000円
⑦イベント会員	1,500円
⑧協力会員	上記①または②または③または④または⑤ (入会金、参加費とも全て免除)
3. 年会費に相当する活動の有効期間は、会員証に記載の有効期限 (年月日) までとする。

第4条 (会員証)

1. 会員は、本クラブの会員であることの証として、会員証を取得できる。
2. 会員証の利用は、会員本人に限り、他人に貸与、譲渡することはできない。
3. 本クラブの活動時には、会員証を提示するものとする。
4. 会員証の紛失または記載事項の変更時、直ちに所定の再発行手続きを行なうものとする。
5. 会員証の有効期限は、第3条3項に従い、当該記載の年月日までとする。

第5条 (会員権とその喪失)

1. 会員は、休会中も含めて、本クラブでの活動を行う権利 (以下、会員権という) を有する。
2. 会員は、次の場合に会員権を喪失する。また、喪失時、会員情報は廃棄する。
 - ①会員の死亡
 - ②会員の退会または除名 (本クラブの名誉、信用を毀損し、秩序を乱す行為を行なった場合)
 - ③本クラブの解散但し、会員の除名の場合、当該会員には弁明の機会を与えるものとする。

第6条 (規約の改正等)

1. SSC光が丘理事会は、本クラブの運営および管理に関する事項を改正または追加することができる。

<付録>

SSC光が丘で活動の皆さんへ

- ①会場使用上のルールおよび社会的マナーを守ること。
 - ・飲食、ゴミ廃棄、喫煙、駐車場は会場ごとに決められた場所を利用すること。
 - ・トイレ、シャワー室はきれいに使用し、また忘れ物をしないこと。
 - ・会場内に備え付けの用具・器具など無断で使用したり破損させたりしないこと。
 - ・酒気帯びや体調不良、障害状態（リハビリ中とか）で参加しないこと。
 - ・活動開始・終了時、各自ストレッチングなど行ない、怪我や疲労の防止など安全管理に努めること。
 - ・活動中は、気持ちのある挨拶（礼、握手など）やお互いに相手の活動を認め合い・協力し合い、活動の進行がスムーズに行くよう、時間管理に協力すること。
 - ・その他、社会的常識に基づき、判断、行動を行なうこと。
- ②活動は、フェアプレイ精神のもと、ルールを守って、個人スキルアップや団体交流を楽しむこと。

1. 定款（第1章 総則のみ抜粋）

(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人 光が丘総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ（以下「法人」という。

2 会員に親しんでもらうための愛称を「SSC光が丘」という。

(事務所) 第2条 この法人は、事務局を練馬区光が丘4丁目1番4号 練馬区光が丘体育館内に置く。

(目的) 第3条 この法人はスポーツ・レクリエーション及び文化活動を求めるすべての人に対して参画を促し、スポーツ・レクリエーション及び文化活動を法人の事業として実施し、もって、明るく、豊かで、潤いのある地域社会の形成及び生涯スポーツ・レクリエーション振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) スポーツまたは文化、芸術の振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①スポーツ・レクリエーションおよび文化活動に関する「教室」の開催
 - ②各種サークル活動の企画および運営
 - ③交流イベント（会員および一般）の開催
 - ④他活動団体が主催する事業への協力
 - ⑤定期的な法人活動情報の提供
 - ⑥他の特定非営利活動法人を支援する事業
 - ⑦その他法人の目的達成のために必要な事業
 - (2) 収益事業
 - ①法人の発行する刊行物の広告掲載
 - ②法人のデザインしたグッズの販売
- 2 収益事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行なうものとし、収益事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

2. 会員の特典

- 1) SSC光が丘が主催する事業活動への優先的な参加および参加費が割安となります。
一定期事業や教室・スクール、大会、イベント・時季催事および文化活動
- 2) 定期事業へのメンバー登録が可能となる。さらにメンバー登録すれば参加費が割安となります（メンバー価格の適用）。
- 3) SSC光が丘会報ニュースの個別発行、非定期活動の個別案内等を受けることができます。
- 4) SSC光が丘との提携先の利用料金等が割安となります。

*会員の種別により受けられる特典の内容およびレベルが異なります。従って、詳細はその都度、事務局にご確認をお願いします。